

荒川シルバー大学規約

- 第 1 条 (名 称) 本学は、荒川シルバー大学と称する。 (開講日 昭和59年4月26日)
- 第 2 条 (事 務 所) 本学の事務所は、荒川区生涯学習センター内に置く。
- 第 3 条 (目 的) 本学は、自立心を持って学習に励み、豊かに生きる共生の輪を広げていくと共に地域社会等に貢献することを目的とする。
- 第 4 条 (学 生) 本学は、原則として荒川区に居住する60歳以上を入学資格者とする。
- 第 5 条 (事 業) 本学は、目的達成のため、年間計画により必要な事業を行う。
- 第 6 条 (役 員) 本学は、常任理事として次の役員をおく。
(常任理事) 理事長・名誉学長・学長・副学長・顧問・副理事長・
講師会代表・会計・地区長・事務局室長 (室長補佐を含む)
各部長・教室代表長2名・および各部員若干名
理事として次の役員をおく。
(理 事) 地区班長・副班長・教室代表・各部員若干名
(監 察) 会計監査として監査担当2名をおく。
- 第 7 条 (役員の任期) 役員の任期は1ヶ年とする。但し再任を妨げない。
- 第 8 条 (役員の選出) 役員の選出は下記による
理事長は、常任理事会にて互選する。
常任理事および理事 (教室代表を除く) は理事長が常任理事会に推薦し常任理事会の承認を得て選出する。
教室代表は当該教室の講師が常任理事会に推薦し、常任理事会の承認を得て選出する。役員の選出結果は理事長より理事会に報告する。
- 第 9 条 (役員の任務) 理事長・学長は本学を代表し、学校運営全般を統括する。 副理事長・副学長は理事長・学長をそれぞれ補佐し、理事長・学長に事故があるときはその職務を代行する。理事長・学長が欠けたときはその職務を行う。
常任理事・理事はそれぞれ定められた業務を担当する。
役員に欠員が生じたときは補充せず、その残任期間は理事長の指名した他の役員がその職務を兼務する。
- 第 10 条 (会 議) 常任理事は、常任理事会を構成し、本学の事業案件、運営案件全般について決定し、承認し、その円滑な実施・実行を図る。
常任理事会は理事長が招集し、会議の決議・承認は出席者の過半数とする。
理事は理事会を構成し、常任理事会メンバー出席の下で常任理事会が決定、承認した案件および連絡事項について報告を受け、本学の事業および運営の円滑な実施・実行を担う。
- 第 11 条 (運 営) 学習方針及び運営に関しては、理事長・名誉学長・学長・副学長・事務局室長・会計・代表副理事長・講師会代表によって協議し、常任理事会の承認を得て、理事会に報告する。
- 第 12 条 (講 師) 講師の任期は3ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

講師会は年間数回開催し、常任理事会・理事会との連絡を密にする。

- 第 13 条 (会 計) 会計は運営費・受講料等の収納・保管・運用・支出等の会計業務を行う。
会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
会計は年度期初に年間予算案を作成し、常任理事会に提出、承認を得て、理事会に報告する。
会計は年度末が過ぎたら速やかに決算書を作成し、監査を経て、常任理事会に提出、承認を得て、理事会に報告する。
- 第 14 条 (監 査) 監査は本学の収入および支出について監査し、結果を常任理事会および理事会に報告する。
監査は常任理事会の下で業務を遂行する
監査は会計業務の執行および財産の状況について不正があると認めたときは、常任理事会の招集を求めることができる。
- 第 15 条 (停 学 ・ 退 学) 学生が、次の各号に該当する場合、停学又は退学させることができる。
この場合、学長は出席停止通知書又は退学通知書を本人宛に送致する。
なお、収納済の受講料等は返還しない。
1. 伝染病もしくはその恐れがあるとき。
2. 公の秩序を乱し、学習及び運営に支障があると認めたとき。
3. 刑事事件に関して、現に起訴されている者。又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く）。
4. その他、理事長・学長が停学または退学が相当と認めたとき。
- 第 16 条 (禁 止 事 項) 本学において政治的・宗教的活動、営利活動およびその他運営に支障きたす行為を禁止する。
- 第 17 条 (実 施 要 項) 常任理事会は本規約の補足として実施要項を定め、理事会に報告する。
- 第 18 条 (そ の 他) 本規約および実施要項に定めのない事項については、常任理事会の決議により定める。

この規約は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

平成 24 年 3 月 1 日一部改正

平成 25 年 3 月 1 日一部改正

平成 25 年 9 月 30 日一部改正